

上天草市空家等解体事業補助金 手続きの進め方

※注意事項※

お問合せ先：都市整備課（直通）0969-28-3366

- ・ 補助の対象となる工事は、市内の解体業者（解体を行う資格を有する業者に限る。）が行う空家等の解体工事です。
- ・ 補助金の交付決定前に完了又は着手している工事は、補助の対象となりません。
- ・ 申請受付は先着順です。予算がなくなり次第、受付を終了します。

申請者

①交付申請

- 交付申請書（様式第1号）
- 工事費見積書の写し（工事費の内訳が記載されたものに限る。）
- 空家等の位置図（地図）
- 空家等の現況写真 ※A4用紙に印刷又は貼り付けてください。
- 市税等納付状況等確認同意書（様式第2号）
- 空家等の所有者が確認できる書類（固定資産課税証明書、名寄帳証明書、登記簿謄本など。いずれか一つで可）

市

補助金交付決定

交付申請書を審査し、補助金の交付が決定したら、「補助金交付決定通知書」を送付します。交付決定日以降は、**工事着手が可能**となります。

②工事着手

交付決定後、工事費の減額に伴い、交付決定額が減額になる場合は、**変更等承認申請**が必要となります。（交付決定額の増額はできません。）

③実績報告【工事完了後、速やかに提出】

- 実績報告書（様式第6号）
- 工事完了後の写真 ※A4用紙に印刷又は貼り付けてください。
- 工事費請求書の写し（工事費の内訳が記載されたものに限る。）
- 工事費領収書の写し

補助金額の確定

書類審査及び現地調査を行い、交付決定の内容に適合していることが確認できたら、「補助金交付額確定通知書」を送付します。

④補助金請求

- 交付請求書（様式第8号）※補助金の振込先は申請者名義の口座です。

補助金交付

確定した補助金の額を指定の口座へ振り込みます。ただし、振込の通知はありませんので、ご自身で記帳等により入金を確認してください。

※交付決定後、工事費の減額に伴い、交付決定額が減額になる場合

①-2 変更等承認申請

- 変更等承認申請書（様式第4号）
- 変更後の補助対象経費の内訳が確認できる見積書の写し

変更等承認

変更等承認申請書を審査し、内容が適当であれば、「変更等承認通知書」を送付します。

工事着手前

着工

工事完了後